

平成29年度

社会福祉法人新城市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法が改正され、特にガバナンス、財務規律強化、地域における公益的な取組みは、今後の社会福祉法人のあり方にも大きく影響し、大きな転換点に立っています。

また、家族や地域社会の形態が大きく変わり、昨今の経済格差に伴う「新しい貧困」問題など、社会・経済情勢の変化に伴う多種多様な福祉課題に対する適切な対応が求められています。

こうした中であって、社会福祉協議会は、透明性を確保し、信頼される法人運営の体制整備に努めるとともに、本会の特性を活かして行政や福祉関係機関・団体等との連携を密にするとともに、地域福祉を推進する中核的な組織として一層の体制強化を図るものです。

そのうえで、第2次地域福祉活動計画の基本理念である『見守り・支え合う 人にやさしく 住みやすいまち しんしろ』の実現に向け、これまで行ってきたサービスはもとより、公的制度では対応できないケースへの支援などにも積極的に取り組んでまいります。引き続き支えあう地域社会の実現に向け、住民自身がさまざまな形で地域福祉に参画するための、情報提供や地域活動の支援に取り組めます。

地域のいろいろな福祉課題に向き合い、人と地域に寄り添いながら、すべての人が助け合い、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進してまいります。

<重点目標>

- 1 市と協働し、平成30年度の設置に向け「権利擁護支援センター」の調査・研究を行います。
- 2 増大する法人後見受任に対応するため後見業務の担い手の育成に努めます。
- 3 第2次地域福祉活動計画の進捗状況を検証するとともに今後の実施方法を検討するため中間評価を行います。
- 4 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するため、事業を充実・拡大して実施します。
- 5 多職種と連携しながら「地域包括ケアシステム」の確立に向けて、引き続き地域ケア会議等を通じた検討を進めます。
- 6 ボランティアセンターの機能を強化し、新たな担い手を育成し、有効な情報提供を行います。